

所管部課		健幸福祉部 地域福祉課	部長	青木 一麻	
件名		東大和市高齢者理・美容券交付事業実施要綱の一部を改正する訓令について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>この要綱は、在宅でねたきりの状態にある高齢者に対し、理・美容券を交付することにより高齢者の保健衛生を向上させ、かつ、生活の安定を助長し、もって福祉の増進に寄与することを目的とするものであるが、対象の要件を明確にするため要綱の一部改正するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①第2条（対象者）第1項に要件追加 対象者要件に、65歳以上の在宅の高齢者を追記する。</p> <p>②第2条第1項第1号に「要介護状態区分が要介護4又は要介護5」を追加する。</p> <p>③第2条第1項第2号に「認知症のため着替え、食事、排せつ等の直接的な介護が必要な状態にある者」を追加する。</p> <p>(2) 施行日 令和8年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 対象者要件を明確化することで、事業利用の利便性が向上する。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>総務課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに一部改正手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>					